

	行うことにその分配額の五分之一をそれぞれ	の定める率を乗じて得た額以上の額を
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(外国銀行支店の利益準備金の積立てに関する特例)

第十三条 第九条の規定により読み替えられた法第十八条第一項の規定により外国銀行支店が積み立てた同項の利益準備金は、金融庁長官の承認を受けて各決算期における当該外国銀行支店の損失（損失として金融庁長官の定めるものをいう。）の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

2 外国銀行支店は、第九条の規定により読み替えられた法第十八条第一項の利益準備金の額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

3 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合において、金融庁長官の承認を受けたときは、当該免許に係るすべての外国銀行支店を一の外国銀行支店とみなして、第九条の規定により読み替えられた法第十八条第一項及び前二項の規定を適用する。この場合において、法第十八条第一項の規定による利益準備金の積立ては、当該免許に係る外国銀行支店のうち金融庁長官

	行うことにその分配額の五分之一をそれぞれ	の定める率を乗じて得た額以上の額を
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(外国銀行支店の利益準備金の積立てに関する特例)

第十三条 第九条の規定により読み替えられた法第十八条の規定により外国銀行支店が積み立てた同条の利益準備金は、金融庁長官の承認を受けて各決算期における当該外国銀行支店の損失（損失として金融庁長官の定めるものをいう。）の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

2 外国銀行支店は、第九条の規定により読み替えられた法第十八条の利益準備金の額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

3 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合において、金融庁長官の承認を受けたときは、当該免許に係るすべての外国銀行支店を一の外国銀行支店とみなして、第九条の規定により読み替えられた法第十八条及び前二項の規定を適用する。この場合において、同条の規定による利益準備金の積立ては、当該免許に係る外国銀行支店のうち金融庁長官の指定する外国銀行

の指定する外国銀行支店においてするものとする。

支店においてするものとする。